をする者）が当該水力発電所の事業の用に供する発電所（当該発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合及び当該水力発電所に設置する発電機の専用の設備に該当するものを除く。以下「第一種堰新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	ヲ　改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰改築」という。）の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合においては、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所の事業の用に供する発電事業者（当該発電事業者が二万二千五百キロワット以上の出力の発電所の設置に該当する場合に限る。）及び当該水力発電所に設置する発電機の専用の設備に該当するものを除く。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	ワ　第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	カ　第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの
改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業を除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの
水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項

ヨ　第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	タ　第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	レ　第一種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	ソ　第一種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	ツ　第一種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	ネ　第一種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	ナ　施設が設置される土地の面積及び施設の操作によりすることとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
事業主体が地方公共団体以外の者であって、第三条用水道事業又は第三条第二項又は第六条第二項	事業主体が地方公共団体以外の者であって、工業用水道事業又は第三条第二項又は第六条第二項	事業主体が国又は都道府県以外の者であって、土地改良法第四条第一項、第五条第一項又は第九十五条の二第一項	事業主体が国又は都道府県以外の者であって、土地改良法第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の二第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条第一項	独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項